

付属 3

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律における P R T R 対象物質の取扱量等に関する調査書一式

【平成 12 年度】

送付状	112
調査票 1	114
調査票 2-1	115
調査票 2-2	117
別紙 業種コード表	118
第一種指定化学物質リスト	120
参考 対象事業者及び製品の要件に係る条文の抜粋	128

【平成 13 年度】

送付状	130
調査票 1	132
調査票 2-1	133
調査票 2-2	135
資料 1 業種コード表	136
資料 2 第一種指定化学物質リスト	138
資料 3 原料・資材等の要件	146

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律におけるP R T R対象物質の取扱い等に関する調査について

化学物質を取扱いの事業者 殿

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

有害性がある化学物質の排出量等の把握を行うP R T R制度の実施、及び化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS：化学物質安全性データシート）の交付の義務付け等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が、平成11年7月13日に公布されました。本法律の対象となる事業者は、法律に基づいて平成13年度からP R T R対象物質の環境中への排出量等の把握を開始し、平成14年度から排出量等を行政庁（国）に届け出ることが必要となりました。また、併せて本法律では、事業者が対象となる化学物質や当該化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、相手方に対してMSDSの提供を行うことが平成13年1月から必要となります。

本法律に基づき国は、P R T R制度により届け出られた排出量等を集計するとともに、届け出られた排出量以外の排出量（届出対象外の事業者、家庭、移動排出源等からの排出量）を推計し、併せて公表することになっております。

環境庁及び通商産業省においては、平成12年度及び13年度の2カ年で全国の化学物質を取扱う事業者の皆様からP R T R対象物質の取扱い等に関する調査（本調査）に御協力いただき、取扱量等の実態把握を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計方法の検討等、本法律の円滑な施行のための基礎資料とさせていただきたいと考えております。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、別添の調査票を関係事業所ごとにとりまとめの上、送付元都道府県へご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本調査結果は、統計的に処理し今後の施策立案のための資料とさせていただきますが、本調査以外の目的には一切使用せず、貴社名や個別事業者の回答結果が公となることはございません。

敬具

同封書類について

調査票 1	事業者情報	事業者が記入
調査票 2－1	事業所情報	対象物質を取扱っている事業所ごとに記入
調査票 2－2	取扱物質詳細	対象物質を取扱っている事業所ごと、対象物質ごとに記入

平成12年12月

(ご記入のお願い)

○記入方法について

- ・ご回答は、あてはまる回答項目の数字を○印で囲んでいただく場合と、実際に数字をご記入いただく場合があります。

○ご返送期日について

- ・同封の返信用封筒に本調査票を同封の上 平成13年1月31日(水) までに投函下さい。

○お問い合わせ先及び調査票の返送先

住所及び担当部署	連絡先(内線)
北海道 環境生活部環境室環境保全課 P R T R 担当 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	電話 011-231-4111(24-271) FAX 011-232-1301
岩手県 生活環境部環境保全課 P R T R 担当 〒020-8570 盛岡市内丸10番1号	電話 019-629-5359 FAX 019-629-5364
宮城県 環境生活部環境対策課 P R T R 担当 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号	電話 022-211-2665 FAX 022-211-2696
秋田県 生活環境文化政策課化学物質班 P R T R 担当 〒010-8570 秋田市山王4丁目1番1号	電話 018-860-1606 FAX 018-860-3881
山形県 文化環境部環境保護課 P R T R 担当 〒990-8570 山形市松波2丁目8番1号	電話 023-630-2340 FAX 023-630-2133
福島県 生活環境部環境指導課 P R T R 担当 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号	電話 024-521-7258 FAX 024-521-7927
茨城県 生活環境部環境対策課 P R T R 担当 〒310-8555 水戸市笠原町978番6	電話 029-301-1111(2955) FAX 029-301-2969
千葉県 環境生活部環境生活課 P R T R 担当 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号	電話 043-223-4665 FAX 043-222-8044
東京都 環境改善部有害物質対策課 P R T R 担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号	電話 03-5321-1111(42-415) FAX 03-5388-1376
神奈川県 環境農政部大気水質課 P R T R 担当 〒231-8588 横浜市中区日本大通1番地	電話 045-210-4119 FAX 045-210-8846
新潟県 環境生活部環境対策課 P R T R 担当 〒950-8570 新潟市新光町4番地1	電話 025-280-5154 FAX 025-280-5166
富山県 生活環境部環境保全課 P R T R 担当 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	電話 076-444-3144 FAX 076-444-3481
石川県 環境安全部環境政策課 P R T R 担当 〒920-8580 金沢市広坂2丁目1番1号	電話 076-223-9168 FAX 076-222-1117
長野県 生活環境部公害課 P R T R 担当 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692番2号	電話 026-235-7177 FAX 026-235-7366
岐阜県 健康福祉環境部環境管理課 P R T R 担当 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号	電話 058-272-1111(2695) FAX 058-271-5719
愛知県 環境部環境政策課 P R T R 担当 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号	電話 052-961-2111(3024) FAX 052-961-3985
三重県 環境部大気水質課 P R T R 担当 〒514-8570 津市広明町13番地	電話 059-224-2379 FAX 059-229-1016
京都府 企画環境部環境管理課指導係 P R T R 担当 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	電話 075-414-4715 FAX 075-414-4705
兵庫県 県民生活部環境局環境対策課環境情報センター P R T R 担当 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	電話 078-362-3276 FAX 078-362-3914
広島県 環境生活部環境対策室 P R T R 担当 〒730-8511 広島市中区基町10番52号	電話 082-228-2111(3263) FAX 082-227-4815
山口県 環境生活部環境保全課 P R T R 担当 〒753-8501 山口市滝町1番1号	電話 083-933-3034 FAX 083-933-3049
徳島県 環境生活部環境管理課 P R T R 担当 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	電話 088-621-2275 FAX 088-621-2847
香川県 生活環境部環境局環境保全課 P R T R 担当 〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号	電話 087-832-3219 FAX 087-837-0570
熊本県 環境生活部環境対策課 P R T R 担当 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号	電話 096-383-1111(7338) FAX 096-387-7612
札幌市 環境局環境計画部環境対策課 P R T R 担当 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	電話 011-211-2882 FAX 011-218-5108
仙台市 環境局環境部環境対策課 P R T R 担当 〒980-0803 仙台市青葉区国分寺3丁目7番1号	電話 022-214-8221 FAX 022-214-0580
川崎市 環境局公害部環境対策課 P R T R 担当 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	電話 044-200-2533 FAX 044-211-6087
京都市 環境局環境保全部環境指導課 P R T R 担当 〒604-8101 京都市中央区柳馬場通御池下る柳八幡町65朝日ビル5F	電話 075-213-0928 FAX 075-213-0922
神戸市 環境局環境保全指導課 P R T R 担当 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	電話 078-322-5308 FAX 078-322-6068
北九州市 環境局環境保全部環境管理課 P R T R 担当 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号	電話 093-582-2238 FAX 093-582-2196



事業者用

都道府県等コード ¹	事業者コード ²

調査票

1

P R T R 対象物質の取扱い等に関する調査（平成12年度）

事業者全体（企業）の概要についてお伺い致します。
なお、本調査票1は各事業所に配布せず、本調査票1が送付されました本社機構などで1通ご記入頂き、各事業所で記入されました調査票2とともにご送付願います。

問 貴事業者の名称などについて平成11年4月1日現在の状況を具体的にご記入下さい。

ふりがな

貴事業者の名称
（正式名称）貴事業者所在地
郵便番号貴事業者所在地
住 所貴事業者全体の
常用雇用者数

※常用雇用者とは、「正社員」「正職員」と呼ばれている方に加え「嘱託」「パート」「アルバイト」と呼ばれている方で1ヶ月を超える期間雇用されている方を呼びます。

*今回ご報告いただく事業所の数については、P R T R 対象物質（添付資料1を参照）の取扱がある事業所のみを数えて下さい。

記入者のお名前

記入者ご連絡先
電話番号

ご面倒ですが、本調査票が送付されてきた封筒の宛名に記載されている、都道府県コードと事業者コードを転記してください。

ご報告いただく事業所がない場合は、調査終了です。返信封筒に同封の上、ご投函下さい。
ご協力、誠にありがとうございました。

報告いただく事業所がある場合は、調査票1と同じ都道府県コードと事業者コードを転記したうえで、調査票2-1以降を報告事業所数分コピーし、各事業所が重複しないように、事業所通し番号を設定して下さい。



事業所用

都道府県等コード ₁₁	事業者コード ₁₂	事業所通し番号 ₁₃

調査票

2 - 1

P R T R 対象物質の取扱い等に関する調査（平成12年度）

本調査票は、各事業所ごとに記入の上、本社にお送り下さい。本社では、P R T R 対象物質の取扱実績がある事業所分のみをまとめて、送付元の都道府県に返送して下さい。

まず、貴事業所（関連会社を含まない単一事業者の工場など）の概要をお伺い致します。

問1 貴事業所の名称などについて平成11年4月1日現在の状況を具体的にご記入下さい。

ふりがな

貴事業所の名称
（正式名称）

	14
	15

貴事業者所在地
郵便番号

--	--

—

--	--	--	--

16

貴事業所所在地
住 所

（都道府県名称から所番地までご記入下さい。）

17

貴事業所の
常用雇用者数

	人
	18

※常用雇用者とは、「正社員」「正職員」と呼ばれている方に加え「嘱託」「パート」「アルバイト」と呼ばれている方で1ヶ月を超える期間雇用されている方を呼びます。

↓「製造品等出荷額」及び「売上高」についてはご記入いただける範囲でご回答下さい。

貴事業所の
製造品等出荷額

	百万円
	19

貴事業所の
売上高

	百万円
	20

貴事業所としての主な業務の内容について別添の業種コード表から該当するものを選び4桁のコードを記入して下さい。

--	--	--	--

21

記入者のお名前

22

記入者ご連絡先
電話番号

	—	—

23

※ 都道府県コード、事業者コード及び事業所通し番号は、本社にてご記入下さい。

P R T R 対象物質の取扱いなどについてお伺い致します。

問 2 貴事業所における P R T R 対象物質（添付資料 1 「第一種指定化学物質」のこと。以下、「対象化学物質」という）の平成 11 年度中の取扱いについて、以下より該当するものを 1 つ選び番号を○で囲んで下さい。（○は 1 つ）

1. 対象化学物質については全く取扱っていない

調査はこれで終了です。本社に調査票を返送して下さい。
ご協力、誠にありがとうございました。

2. 取扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している

3. 取扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが量については一部把握しないものもある

4. 取扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取扱っている

5. 取扱い製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性があるが、現時点では不明である

24

問 3 問 2 で「2.」「3.」「4.」「5.」とご回答頂いた方にお伺いします。今後、対象化学物質の排出量等に関する届出に用いることの望まれる方法で該当するものを 1 つ選び番号を○で囲んで下さい。（○は 1 つ）

1. インターネット等を利用した届出

2. ダイヤルアップによる公衆回線を利用した届出

3. フロッピー・ディスクなどの記録媒体を用いた届出

4. 書面による届出

25

問 2 で「5.」とご回答頂いた方につきましては、調査はこれで終了です。
本社に調査票を返送して下さい。ご協力、誠にありがとうございました。

問 4 問 2 で「2.」「3.」「4.」とご回答頂いた方にお伺いします。平成 11 年度中に取り扱われた対象化学物質を添付資料 1 より選び、取り扱われている対象化学物質の数を以下に具体的にご記入下さい。

物 質

26

問 5 次に用意する調査票 2 - 2 については、問 4 で記入された対象化学物質毎に、年間の取扱量等についてお伺いします。

① 取扱い対象化学物質数分コピーして頂き、一物質につき、一枚の調査票 2 - 2 を用いてご回答下さい。

② 対象化学物質を 1 質量%以上（添付資料 1 の特定第 1 種指定化学物質の欄に○印のあるものは、0.1 質量%以上）含有する製品が対象。

③ 製品中に含まれる当該物質の取扱量は（当該物質の取扱量＝製品取扱量×当該物質含有割合）で計算した上でご記入下さい。

④ 金属等の元素又はシアンの化合物等、添付資料 1 の元素等に換算する化学物質に該当する物質の含有量については、化合物全体の合計値ではなく、元素等の換算値を同一元素ごとに合計してください。（当該物質の取扱量＝当該化合物中の元素等の量／当該化合物の量）

業 種 コ ー ド 表

(別紙)

業種区分		コード	
金属鉱業	貴金属鉱業	0510	
	非鉄金属鉱業	0520	
	鉄属鉱業	0530	
	その他の金属鉱業	0590	
原油・天然ガス鉱業		原油鉱業	0710
		天然ガス鉱業	0720
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業	1210
		水産食料品製造業	1220
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	1230
		調味料製造業	1240
		糖類製造業	1250
		精穀・製粉業	1260
		パン・菓子製造業	1270
		動植物油脂製造業	1280
		その他の食料品製造業	1290
		飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
	酒類製造業		1320
	茶・コーヒー製造業		1330
	製氷業		1340
	たばこ製造業		1350
	飼料・有機質肥料製造業		1360
	繊維工業	製糸業	1410
		紡績業	1420
		ねん糸製造業	1430
		織物業	1440
		ニット生地製造業	1450
		染色整理業	1460
		綱・網製造業	1470
		レース・繊維雑品製造業	1480
		その他の繊維工業	1490
	衣服・その他の繊維製品製造業	織物製(不織布製及びレース製を含む)	1510
		外衣・シャツ製造業(和式を除く)	
		ニット製外衣・シャツ製造業	1520
		下着類製造業	1530
		毛皮製衣服・身の回り品製造業	1540
		和装製品・足袋製造業	1550
		その他の衣服・繊維身の回り品製造業	1560
	その他の繊維製品製造業	1590	
	木材・木製品製造業(家具を除く)	製材業、木製品製造業	1610
		造作材・合板・建築用組立材料製造業	1620
		木製容器製造業(竹、とうを含む)	1630
		その他の木製品製造業(竹、とうを含む)	1690
	家具・装備品製造業	家具製造業	1710
		宗教用具製造業	1720
		建具製造業	1730
		その他の家具・装備品製造業	1790
	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業	1810
		紙製造業	1820
		加工紙製造業	1830
		紙製品製造業	1840
		紙製容器製造業	1850
		その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1890
	出版・印刷・関連産業	新聞業	1910
		出版業	1920

業種区分			コード
製造業(続き)	出版・印刷・関連産業(続き)	印刷業(謄写印刷業を除く)	1930
		製版業	1940
		製本業、印刷物加工業	1950
		印刷関連サービス業	1990
	化学工業	化学肥料製造業	2010
		無機化学工業製品製造業	2020
		有機化学工業製品製造業	2030
		化学繊維製造業	2040
		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	2050
		医薬品製造業	2060
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2070
		その他の化学工業	2090
	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業	2110
		潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	2120
		コークス製造業	2130
		練炭・豆炭製造業	2140
		舗装材料製造業	2150
		その他の石油製品・石炭製品製造業	2190
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	2210
		プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	2220
		工業用プラスチック製品製造業	2230
		発泡・強化プラスチック製品製造業	2240
		プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)	2250
		その他のプラスチック製品製造業	2290
	ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	2310
		ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業	2320
		ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	2330
		その他のゴム製品製造業	2390
	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業	2410
		工業用革製品製造業(手袋を除く)	2420
		革製履物用材料・同付属品製造業	2430
		革製履物製造業	2440
		革製手袋製造業	2450
		かばん製造業	2460
		袋物製造業	2470
		毛皮製造業	2480
		その他のなめし革製品製造業	2490
	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業	2510
		セメント・同製品製造業	2520
		建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	2530
		陶磁器・同関連製品製造業	2540
		耐火物製造業	2550
		炭素・黒鉛製品製造業	2560
		研磨剤・同製品製造業	2570
		骨材・石工品製造業	2580
		その他の窯業・土石製品製造業	2590
	鉄鋼業	高炉による製鉄業	2610
		高炉によらない製鉄業	2620

業種区分		コード	
製 造 業 (続き)	鉄鋼業（続き）	製鋼・製鋼圧延業	2630
		製鋼を行わない製材製造業（表面処理鋼材を除く）	2640
		表面処理鋼材製造業	2650
		鉄素形材製造業	2660
		その他の鉄鋼業	2690
		非鉄金属製造業	非鉄金属第1次精錬・精製業
	非鉄金属第2次精錬・精製業		2720
	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）		2730
	電線・ケーブル製造業		2740
	非鉄金属素形材製造業		2750
	その他の非鉄金属製造業		2790
	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2810
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2820
		暖房装置・配管工事用付属品製造業	2830
		建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	2840
		金属素形材製品製造業	2850
		金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろく鉄器を除く）	2860
		金属線製品製造業（ねじ類を除く）	2870
		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2880
		その他の金属製品製造業	2890
	一般機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業	2910
		農業用機械製造業(農業用器具を除く)	2920
		建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）	2930
		金属加工機械製造業	2940
		繊維機械製造業	2950
		特殊産業用機械製造業	2960
		一般産業用機械・装置製造業	2970
		事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2980
		その他の機械・同部品製造業	2990
	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電機機械器具製造業	3010
		民生用電気機械器具製造業	3020
		電球・電気照明器具製造業	3030
		通信機械器具・同関連機械器具製造業	3040
		電子計算機・同付属装置製造業	3050
		電子応用装置製造業	3060
		電気計測器製造業	3070
		電子部品・デバイス製造業	3080
		その他の電気機械器具製造業	3090
		輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品製造業
	鉄道車両・同部品製造業		3120
	自転車・同部品製造業		3130
	船舶製造・修理業、船用機関製造業		3140
	航空機・同付属品製造業		3150
	その他の輸送用機械器具製造業		3190
	精密機械器具製造業	計量器・測定機・分析機器・試験機製造業	3210
		測量器械器具製造業	3220
		医療用機械器具・医療用品製造業	3230

業種区分			コード
製 造 業 (続き)	精密機械器具製造業（続き）	理化学機械器具製造業	3240
		光学機械器具・レンズ製造業	3250
		眼鏡製造業（枠を含む）	3260
		時計・同部品製造業	3270
	武器製造業	銃製造業	3310
		砲製造業	3320
		銃弾製造業	3330
		砲弾製造業（装てん組立業を除く）	3340
		銃砲弾以外の弾薬製造業（装てん組立業を除く）	3350
		弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く）	3360
		特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）・同部品製造業	3370
		その他の武器製造業	3390
		その他の製造業	貴金属製品製造業（宝石加工を含む）
	楽器製造業		3420
	がん具・運動用具製造業		3430
	ペン・鉛筆・絵具用品・その他の事務用品製造業		3440
	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）		3450
	漆器製造業		3460
	畳・傘等生活雑貨製品製造業		3470
	他に分類されない製造業		3490
電気業		3500	
ガス業		3600	
熱供給業		3700	
下水道業		3830	
鉄道業		3900	
倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）		4400	
石油卸売業		5132	
鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）		5142	
自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）		5220	
燃料小売業		5930	
洗濯業		7210	
写真業		7430	
自動車整備業		7700	
機械修理業		7810	
商品検査業		8620	
計量証明業（一般計量証明業(8631)を除く）		8630	
一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）		8716	
産業廃棄物処分業		8722	
特別産業廃棄物処分業		8724	
高等教育機関（付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く）		9140	
自然科学研究所		9210	

**「特定化学物質の環境への排出量の把握
等及び管理の改善の促進に関する法律」**

第一種指定化学物質リスト

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算す る化学物質
1	-	亜鉛の水溶性化合物*3		亜鉛(Zn)に 換算
2	79-06-1	アクリルアミド		
3	79-10-7	アクリル酸		
4	140-88-5	アクリル酸エチル		
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
6	96-33-3	アクリル酸メチル		
7	107-13-1	アクリロニトリル		
8	107-02-8	アクロレイン		
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)		
10	111-69-3	アジポニトリル		
11	75-07-0	アセトアルデヒド		
12	75-05-8	アセトニトリル		
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル		
14	90-04-0	o-アニシジン		
15	62-53-3	アニリン		
16	141-43-5	2-アミノエタノール		
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)		
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィプロニル)		
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)		
20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)		
21	591-27-5	m-アミノフェノール		
22	107-18-6	アリルアルコール		
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		
24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		
25	-	アンチモン及びその化合物		アンチモン(Sb) に換算
26	1332-21-4	石綿	○	
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		
28	78-79-5	イソブレン		
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)		
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)		
31	4162-45-2	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール		
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン		
33	13516-27-3	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)		
34	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)		
35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)		
36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)		
37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名EPN)		
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)		
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)		
40	100-41-4	エチルベンゼン		
41	151-56-4	エチレンイミン		
42	75-21-8	エチレンオキシド	○	
43	107-21-1	エチレングリコール		
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル		
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル		
46	107-15-3	エチレンジアミン		
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸		
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)		
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)		
50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)		
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)		
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)		
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)		
54	106-89-8	エビクロヒドリル		
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール		
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)		
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算す る化学物質
58	111-87-5	1-オクタノール		
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール		
60	-	カドミウム及びその化合物	○	カドミウム(Cd) に換算
61	105-60-2	ε-カプロラクタム		
62	576-26-1	2,6-キシレノール		
63	1330-20-7	キシレン		
64	-	銀及びその水溶性化合物*3		銀(Ag)に換 算
65	107-22-2	グリオキサル		
66	111-30-8	グルタルアルデヒド		
67	1319-77-3	クレゾール		
68	-	クロム及び3価クロム化合物		クロム(Cr)に 換算
69	-	6価クロム化合物	○	クロム(Cr)に 換算
70	79-04-9	クロロアセチル=クロリド		
71	95-51-2	o-クロロアニリン		
72	106-47-8	p-クロロアニリン		
73	108-42-9	m-クロロアニリン		
74	75-00-3	クロロエタン		
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)		
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)		
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	○	
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-α,α,α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)		
79	119446-68-3	1-([2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)		
80	79-11-8	クロロ酢酸		
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)		
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)		
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン		
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)		
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)		
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)		
87	-	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)		
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)		
89	95-49-8	o-クロロトルエン		
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)		
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)		
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミ ダート(別名イミベンコナゾール)		
93	108-90-7	クロロベンゼン		
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)		
95	67-66-3	クロロホルム		
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)		
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)		
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)		
99	1314-62-1	五酸化バナジウム		
100	-	コバルト及びその化合物		コバルト(Co) に換算
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)		
102	108-05-4	酢酸ビニル		
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)		
104	90-02-8	サリチルアルデヒド		
105	102851-06-9	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-α,α,α-トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート (別名フルバリネート)		
106	51630-58-1	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名フェンバレート)		
107	52315-07-8	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキ シラート(別名シペルメトリン)		
108	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		シアン(GN)に 換算
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール		
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算する 化学物質
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)		
112	56-23-5	四塩化炭素		
113	123-91-1	1,4-ジオキサン		
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン		
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン		
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)		
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン		
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン		
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)		
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)		
123	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)		
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)		
125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ- α , α , α -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)		
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)		
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン		
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン		
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)		
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)		
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)		
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)		
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)		
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール		
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン		
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)		
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)		
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン		
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン		
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン		
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)		
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)		
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンズニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)		
144	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)		
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)		
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)		
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)		
148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)		
149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)		
150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)		
151	298-04-4	ジチオリン酸O,O'-ジエチル-S-(2'-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はスルホト)		
152	2310-17-0	ジチオリン酸O,O'-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)		
153	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)		
154	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)		
155	121-75-5	ジチオリン酸O,O'-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)		
156	60-51-5	ジチオリン酸O,O'-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)		
157	25321-14-6	ジニトロトルエン		
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール		
159	122-39-4	ジフェニルアミン		
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール		
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)		
162	-	ジブromoテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)		
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン		
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン		
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)		
166	1643-20-5	N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算する 化学物質
167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)		
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)		
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)		
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名エスプロカルブ)		
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)		
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド		
173	2597-03-7	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)		
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)		
175	-	水銀及びその化合物		水銀(Hg)に換算
176	-	有機スズ化合物		スズ(Sn)に換算
177	100-42-5	スチレン		
178	-	セレン及びその化合物		セレン(Se)に換算
179	-	ダイオキシン類	○	
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)		
181	62-56-6	チオ尿素		
182	108-98-5	チオフェノール		
183	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)		
184	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)		
185	333-41-5	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)		
186	119-12-0	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)		
187	13593-03-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)		
188	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)		
189	18854-01-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)		
190	97-17-6	チオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロフェンチオン又はECP)		
191	2275-23-2	チオリン酸O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名バミドチオン)		
192	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)		
193	55-38-9	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)		
194	5598-13-0	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)		
195	41198-08-7	チオリン酸O-4-ブromo-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)		
196	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イブropenホス又はIBP)		
197	1163-19-5	デカブromोजフェニルエーテル		
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)		
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)		
200	127-18-4	テトラクロロエチレン		
201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)		
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸		
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン		
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)		
205	100-21-0	テレフタル酸		
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル		
207	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)*4		銅(Cu)に換算
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド		
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン		
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン		
211	79-01-6	トリクロロエチレン		
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン		
213	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)		
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)		
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)		
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)オキシ酢酸(別名トリクロピル)		
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)		
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン		
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン		
220	1582-09-8	α, α, α -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)		
221	118-79-6	2,4,6-トリブromofenol		
222	75-25-2	トリブromometan(別名ブromoholm)		
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール		
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算す る化学物質
225	95-53-4	o-トルイジン		
226	106-49-0	p-トルイジン		
227	108-88-3	トルエン		
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン		
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)		
230	-	鉛及びその化合物		鉛(Pb)に換算
231	7440-02-0	ニッケル		
232	-	ニッケル化合物	○	ニッケル(Ni)に換算
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸		
234	100-01-6	p-ニトロアニリン		
235	628-96-6	ニトログリコール		
236	55-63-0	ニトログリセリン		
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン		
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン		
239	100-02-7	p-ニトロフェノール		
240	98-95-3	ニトロベンゼン		
241	75-15-0	二硫化炭素		
242	25154-52-3	ノニルフェノール		
243	-	バリウム及びその水溶性化合物*3		バリウム(Ba)に換算
244	88-89-1	ピクリン酸		
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)		
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)		
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)		
248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-O,O',O',O'-テトラエチル(別名エチオン)		
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)		
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)		
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド		
252	-	砒素及びその無機化合物	○	砒素(As)に換算
253	302-01-2	ヒドラジン		
254	123-31-9	ヒドロキノン		
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン		
256	100-69-6	2-ビニルピリジン		
257	55179-31-2	1-(4-ビフェニルオキシ)-3,3'-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ビテルタノール)		
258	110-85-0	ピペラジン		
259	110-86-1	ピリジン		
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)		
261	96-09-3	フェニルオキシラン		
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン		
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン		
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン		
265	156-43-4	p-フェネチジン		
266	108-95-2	フェノール		
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)		
268	106-99-0	1,3-ブタジエン		
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル		
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル		
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		
273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル		
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別名ブプロフェジン)		
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)		
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)		
277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホップブチル)		
278	134098-61-6	tert-ブチル=4-[[[1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル]メチリデン]アミノオキシ]メチル)ベンゾアート(別名フェンピロキシメート)		
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロバルギット又はBPPS)		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算す る化学物質
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)		
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名 テブフェンピラド)		
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩*3		ふっ素(F)に 換算
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)		
285	353-59-3	プロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)		
286	75-63-8	プロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)		
287	75-26-3	2-ブロモプロパン		
288	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)		
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタズ)		
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)		
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピ ン=3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)		
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン		
293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		
294	-	ベリリウム及びその化合物	○	ベリリウム (Be)に換算
295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	○	
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド		
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)		
298	100-52-7	ベンズアルデヒド		
299	71-43-2	ベンゼン	○	
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物		
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセツ)		
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)		
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール		
304	-	ほう素及びその化合物		ほう素(B)に 換算
305	75-44-5	ホスゲン		
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		
307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその 混合物に限る。)		
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		
310	50-00-0	ホルムアルデヒド		
311	-	マンガン及びその化合物		マンガン(Mn) に換算
312	85-44-9	無水フタル酸		
313	108-31-6	無水マレイン酸		
314	79-41-4	メタクリル酸		
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル		
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル		
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル		
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル		
320	80-62-6	メタクリル酸メチル		
321	126-98-7	メタクリロニトリル		
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)		
323	100-61-8	N-メチルアニリン		
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート		
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)		
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロボキシル又はPHC)		
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)		
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)		
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルバリル又はNAC)		
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)		
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラ ゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)		
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)		
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)		
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン		
335	98-83-9	α-メチルスチレン		
336	108-99-6	3-メチルピリジン		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算す る化学物質
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメピペレート)		
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート)		
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール		
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン		
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート		
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリプチカルブ)		
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)	○	
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン		
345	68-11-1	メルカプト酢酸		
346	-	モリブデン及びその化合物		モリブデン (Mo)に換算
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)		
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)		
349	300-76-5	りん酸1,2-ジブromo-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド又はBRP)		
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)		
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)		
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)		
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)		
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル		

*1 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表1の名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得ることに注意。

*2 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

*3 「水溶性」とは、常温で中性の水に対し1質量%以上溶解することをいう。

対象事業者及び製品の要件に係る条文の抜粋

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（抜粋）

（定義等）

第二条

略

5 この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種指定化学物質等」という。）を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者

二 前号に掲げる者以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（抜粋）

（業種）

第三条 法第二条第五項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一 金属鉱業

二 原油及び天然ガス鉱業

三 製造業

四 電気業

五 ガス業

六 熱供給業

七 下水道業

八 鉄道業

九 倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）

十 石油卸売業

十一 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）

十二 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）

十三 燃料小売業

十四 洗濯業

十五 写真業

十六 自動車整備業

十七 機械修理業

十八 商品検査業

十九 計量証明業（一般計量証明業を除く。）

二十 一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）

二十一 産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）

二十二 高等教育機関（附属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。）

二十三 自然科学研究所

(第一種指定化学物質等取扱事業者の要件)

第四条 法第二条第五項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品（法第二条第五項第一号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。）に含有されるものを含む。）であって、特定第一種指定化学物質（別表第一第二十六号、第四十二号、第六十号、第六十九号、第七十七号、第百七十九号、第二百三十二号、第二百五十二号、第二百九十四号、第二百九十五号、第二百九十九号及び第三百四十三号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。）以外のもののいずれかの質量（その第一種指定化学物質が次の(1)から(16)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(16)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」という。）が一トン以上である事業所を有していること。

(1) 別表第一第一号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛

略

(16) 別表第一第三百四十六号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質（当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。）のいずれかの質量（その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(5)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(5)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質質量」という。）が〇・五トン以上である事業所を有していること。

(1) 別表第一第六十号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム

略

(5) 別表第一第二百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

ハ 前条第一号又は第二号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一項に規定する建設物、工作物その他の施設を設置していること。

ニ 前条第七号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設を設置していること。

二 常時使用する従業員の数が二十一人以上であること。

(法第二条第五項第一号の政令で定める要件)・・・製品の要件

第五条 法第二条第五項第一号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質質量の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質質量の割合が〇・一パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品

三 主として一般消費者の生活の用に供される製品

四 再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第一項に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律におけるP R T R対象物質の取扱い等に関する調査について

化学物質をお取扱いの事業者 殿

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

有害性がある化学物質の排出量等の把握を行うP R T R制度の実施、及び化学物質の性状及び取扱いに関する情報（M S D S：化学物質等安全データシート）の交付の義務付け等により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が、平成11年7月13日に公布されました。本法律の対象となる事業者は、法律に基づいて平成13年度からP R T R対象物質の環境中への排出量等の把握を開始することとなり、平成14年度から排出量等を行政庁（国）に届け出ることが必要となりました。また、併せて本法律では、事業者が対象となる化学物質や当該化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡、提供する際に、相手方に対してM S D Sの提供を行うことが平成13年1月から必要となりました。

本法律に基づき国は、P R T R制度により届け出られた排出量等を集計するとともに、届け出られた排出量以外の排出量（届出対象外の事業者、家庭、移動排出源等からの排出量）を推計し、併せて公表することになっております。

経済産業省及び環境省においては、平成12年度及び13年度の2カ年で全国の化学物質を取扱う事業者の皆様からP R T R対象物質の取扱い等に関する調査（本調査）に御協力いただき、取扱量等の実態把握を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計方法の検討等、本法律の円滑な施行のための基礎資料とさせていただきたいと考えております。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、別添の調査票を関係事業所ごとにとりまとめの上、送付元都道府県市へご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本調査結果は、統計的に処理し今後の施策立案のための資料とさせていただきますが、本調査以外の目的には一切使用せず、貴社名や個別事業者の回答結果が公となることはございません。

同封書類について

調査票1	事業者情報	事業者が記入
調査票2－1	事業所情報	対象物質を取扱っている事業所ごとに記入
調査票2－2	取扱物質詳細	対象物質を取扱っている事業所ごと、対象物質ごとに記入

平成13年7月

経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

(ご記入のお願い)

○記入方法について

- ・御回答は、あてはまる回答項目の数字を○印で囲んでいただく場合と、実際に質問に御回答いただく場合があります。

○ご返送期日について

- ・同封の返信用封筒に調査票を同封の上 平成13年 8月31日 (金) までに投函下さい。

○お問い合わせ先及び調査票の返送先

住所及び担当部署	連絡先 (内線)
青森県 環境生活部 環境政策課 水質班 〒030-8570 青森市長島 1-1-1	電話 017-734-9250 FAX 017-734-8067
栃木県 生活環境部 環境管理課 〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20	電話 028-623-3188 FAX 028-623-3138
群馬県 環境生活部 環境保全課 〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1	電話 027-226-2833 FAX 027-243-7704
埼玉県 環境防災部 ダイオキシン対策室 〒336-8501 さいたま市高砂 3-15-1	電話 048-830-7332 FAX 048-830-4768
福井県 福祉環境部 環境政策課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1	電話 0776-20-0302 FAX 0776-20-0634
山梨県 森林環境部 大気水質保全課 大気担当 〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1	電話 055-223-1510 FAX 055-223-1512
静岡県 環境部 大気環境室 〒420-8601 静岡市追手町 9-6	電話 054-221-2205 FAX 054-221-3278
滋賀県 琵琶湖環境部 環境政策課 環境政策担当 〒520-8577 大津市京町 4-1-1	電話 077-528-3452 FAX 077-528-4844
大阪府 環境農林水産部 環境指導室 〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-2-20	電話 06-6947-5960 FAX 06-6944-6714
奈良県 生活環境部 環境管理課 〒630-8501 奈良市登大路町 30	電話 0742-22-1101(3396) FAX 0742-22-1668
和歌山県 環境生活部 環境管理課 水質保全班 〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	電話 073-441-2688 FAX 073-441-2689
鳥取県 生活環境部 環境政策課 〒680-8570 鳥取市東町 1-271	電話 0857-26-7870 FAX 0857-22-4240
島根県 環境生活部 環境政策課 化学物質対策担当 〒690-8501 松江市殿町 1	電話 0852-22-6784 FAX 0852-25-3830
岡山県 生活環境部 環境管理課 化学物質対策係 〒700-8570 岡山市内山下 2-4-6	電話 086-226-7305 FAX 086-224-2147
愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2	電話 089-941-2111(2442) FAX 089-931-0888
高知県 文化環境部 環境保全課 大気環境班 〒780-8570 高知市丸ノ内 2-4-1	電話 088-823-9686 FAX 088-823-9283
福岡県 環境部 環境保全課 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7	電話 092-643-3359 FAX 092-643-3357
佐賀県 環境生活局 環境課 環境管理係 〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59	電話 0952-25-7774 FAX 0952-25-7269
長崎県 県民生活環境部 環境保全課 〒850-8570 長崎市江戸町 2-13	電話 095-822-4721 FAX 095-820-4085
大分県 生活環境部 環境管理課 〒870-8501 大分市大手町 3-1-1	電話 097-536-1111(3117) FAX 097-533-8329
宮崎県 生活環境部 環境政策課 〒880-8501 宮崎市橘通東 2-10-1	電話 0985-26-7085 FAX 0985-38-6210
鹿児島県 環境生活部 環境管理課 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1	電話 099-286-2624 FAX 099-286-5548
沖縄県 文化環境部 環境保全課 水環境班 〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	電話 098-866-2236 FAX 098-866-2240
横浜市 環境保全局 環境管理課 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1	電話 045-671-2733 FAX 045-681-2790
名古屋市中区 環境局 公害対策部 公害対策課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1	電話 052-972-2674 FAX 052-972-4155
大阪市 都市環境局 環境部 大気交通水質課 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20	電話 06-6208-9874 FAX 06-6202-6969
福岡市 環境局 環境保全部 指導課 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1	電話 092-733-5386 FAX 092-733-5710



事業者(企業)用

都道府県等コード ¹	事業者コード ²

調査票

1

P R T R 対象物質の取扱量等に関する調査(平成13年度)

事業者全体(企業)の概要についてお伺い致します。
なお、本調査票1は各事業所に配布せず、本調査票1が送付されました本社機構などで1通ご記入頂き、各事業所で記入されました調査票2と共にご送付願います。

問 貴事業者の名称などについて平成12年4月1日現在の状況を具体的にご記入下さい。

ふりがな

貴事業者の名称
(正式名称)貴事業者所在地
郵便番号貴事業者所在地
住所貴事業者全体の
常用雇用者数今回ご報告頂く
調査票2-1の数*

事業所

※常用雇用者とは、正社員のほか嘱託、パート、アルバイトを含み、使用期間が期限を定めずに使用する人、1ヶ月を超える期間を定めて使用する人をいいます。資料1の業種コード表にない事業に従事する人も含みます。また、雇用者ではありませんが、他社からの派遣も含みます。

*調査票2-1の問2で、「第一種指定化学物質(以下、「対象化学物質」という)については全く取り扱っていない」が選択された事業所の分は、ご報告頂く必要がありませんので、そのような事業所を差し引いた数をご記入下さい。

※貴事業者全体(企業)として対象化学物質を取り扱っている主な業務内容を資料1の業種コード表から選び、4桁のコードをご記入下さい。

記入者のお名前

記入者ご連絡先
電話番号

本調査票が送付されてきた封筒の宛名に記載されている、都道府県コードと事業者コードを転記してください。

報告いただく事業所がある場合は、調査票1と同じ都道府県コードと事業者コードを転記したうえで、調査票2-1以降を報告事業所数分コピーし、各事業所が重複しないように、事業所通し番号を設定して下さい。

※ご報告いただく調査票2-1がない場合は、調査終了です。調査票1のみをご返送下さい。



事業所(工場)用

都道府県等コード ₁₂	事業者コード ₁₃	事業所通し番号 ₁₄

調査票

2 - 1

P R T R 対象物質の取扱量等に関する調査(平成13年度)

本調査票は、各事業所ごとに記入の上、本社にお送り下さい。本社では、P R T R 対象物質の取扱実績がある事業所分のみをまとめて、送付元の都道府県に返送して下さい。

貴事業所(関連会社を含まない単一事業者の工場など)の概要をお伺い致します。

問1 貴事業所の名称などについて平成12年4月1日現在の状況を具体的にご記入下さい。

ふりがな

貴事業所の名称
(正式名称)

	15
	16

貴事業所所在地
郵便番号

--	--

—

--	--

17

貴事業所所在地
住 所

	(都道府県名称から所番地までご記入下さい。)
	18

貴事業所の
常用雇用者数

	人
	19

※常用雇用者とは、正社員のほか嘱託、パート、アルバイトを含み、使用期間が期限を定めずに使用する人、1ヶ月を超える期間を定めて使用する人をいいます。資料1の業種コード表にない事業に従事する人も含みます。また、雇用者ではありませんが、他社からの派遣も含みます。

「製造品等出荷額」及び「売上高」についてはご記入いただける範囲でご回答下さい。

貴事業所の
製造品等出荷額

	百万円
	20

貴事業所の
売上高

	百万円
	21

貴事業所として対象化学物質を取り扱っている主な業務内容を
資料1の業種コード表から選び4桁のコードをご記入下さい。

--	--

22

記入者のお名前

	23

記入者ご連絡先
電話番号

	—	—
		24

※ 都道府県コード、事業者コード及び事業所通し番号は、本社にてご記入下さい。

P R T R 対象物質の取扱いなどについてお伺い致します。

※資料 2 に示す対象化学物質であって、使用その他の取扱いにおいては、資料 3 「原料・資材等の要件」に該当するものに限りします。

問 2 貴事業所における対象化学物質の取扱いについて、以下より該当するものを 1 つ選び番号を○で囲んで下さい。(○は 1 つ)

1. 対象化学物質については全く取扱っていない

調査はこれで終了です。本社に調査票を返送して下さい。
ご協力、誠にありがとうございました。

2. 取扱った対象化学物質の名称及び量について全てを把握している

3. 取扱った対象化学物質の全ての名称は把握しているが量については一部把握しないものもある

4. 取扱った対象化学物質の名称全ては把握していないが、いずれかの対象化学物質は取扱っている

5. 取扱い製品等の中に対象化学物質が含まれている可能性があるが、現時点では不明である

25

問 3 問 2 で「2.」「3.」「4.」「5.」とご回答頂いた方にお伺いします。今後、対象化学物質の排出量等に関する届出に用いることの望まれる方法で該当するものを 1 つ選び番号を○で囲んで下さい。(○は 1 つ)

1. インターネット等を利用した届出

2. ダイヤルアップによる公衆回線を利用した届出

3. フロッピー・ディスクなどの記録媒体を用いた届出

4. 書面による届出

26

問 2 で「5.」とご回答頂いた方につきましては、調査はこれで終了です。
本社に調査票を返送して下さい。ご協力、誠にありがとうございました。

問 4 問 2 で「2.」「3.」「4.」とご回答頂いた方にお伺いします。平成 12 年度中に取り扱われた対象化学物質を資料 2 より選び、取り扱われている対象化学物質の数（調査票 2 - 2 の枚数）をご記入下さい。

物質

27

問 5 次に用意する調査票 2 - 2 については、問 4 で記入された対象化学物質毎に、年間の取扱量等についてお伺いします。

① 取扱い対象化学物質数分コピーして頂き、一物質につき一枚の調査票 2 - 2 を用いてご回答下さい。

② 対象化学物質を 1 質量%以上（資料 2 の特定第一種指定化学物質の欄に○印のあるものは、0.1 質量%以上）含有する製品も対象。

③ 製造物中又は原料・資材中に含まれる対象化学物質の量は（対象化学物質の量＝製造物の量又は原料・資材量×製造物中又は原料・資材中の当該物質含有率）で計算した上でご記入下さい。金属等の元素又はシアンの化合物等は、下記のように元素等純分への換算が必要です。

※金属等の元素又はシアンの化合物等、資料 2 の元素等に換算する化学物質に該当する物質の含有量については、該当する化合物毎にそれぞれ上記の当該物質量を算出し、それに（換算係数＝化合物の化学式中の金属元素等の原子量の合計／化合物の分子量）を掛け、資料 2 で示す対象化学物質の区分毎に合計した値を当該物質量として下さい。

なお、化学物質管理促進法に基づく MSDS が添付されている製品につきましては、既に元素等に換算された含有率が記載されており、これを用いる場合は、換算係数を掛ける必要はありません。

都道府県等コード ²⁸	事業者コード ²⁹	事業所通し番号 ³⁰	31	32	調査票
⋮	⋮	⋮	_____枚中	_____枚目	2-2

設問 1 本報告書で報告を行う対象化学物質物質の政令番号と CAS 番号を以下にご記入下さい。
 なお、同一政令番号で、複数の対象化学物質を扱っている場合は、CAS 番号がわかっている代表物質の CAS 番号をご記入下さい。

資料 2 記載の政令番号

資料 2 記載の CAS 番号
(右詰でご記入下さい。)

33

設問 2 上記物質の取扱いに関する量について、それぞれ具体的に数値をご記入下さい（小数点以下は切り捨て）。

①平成 12 年 4 月 1 日現在の在庫量									kg
②平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの外部からの 調達量(購入量)(調達していない場合は「0」とご記入下さい)									kg
③平成 13 年 3 月 31 日現在の在庫量(年度内に製造し、使用 しなかったために在庫となった量、及び年度内に貯蔵タン クに搬入(液体及び気体)して在庫となった量は除きます)									kg
④平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの製造量 (上記物質を製造されていない場合は「0」とご記入下さい)									kg
⑤平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの取扱量 ①＋②－③＋④									kg

設問 3 設問 2 の⑤のうち、平成 12 年度の貴事業所における用途別使用割合について、それぞれ⑤に対するおおよその割合をご記入下さい。

なお、取扱量のうち、使用していない用途については当該回答欄に「0」とご記入下さい
(小数点以下は、切り捨て)。

①反応原料（他の物質への転換。燃料を除く）としての使用量割合 （他の物質と化合、重合、分解した場合）			4	%
②混合製品の原料としての使用量割合 （他の物質と混合して製品（容器充填した物を含む）とした場合）			4	%
③機器や製品への充填、成形、切削等での使用量割合 （例：電池充填材料、鋳物、半田付け、塗装（顔料）など）			4	%
④洗浄剤や中和剤等のような原料用途以外の生産ライン等での使用 量割合（例：潤滑油、塗装（溶媒）、離型剤など）			4	%
⑤燃料用途での使用量割合 （例：ボイラー燃料、発電タービンなど）			4	%
⑥上記以外の用途での使用量割合			4	%

設問 4 設問 3 で「②」「③」にご記入頂いた方にお伺いします。それぞれに使用した割合のうち、各製品の出荷先における環境中への排出量の推計の基礎資料とするため、おおその出荷割合をご記入下さい。(各欄の一般消費者者向けとそれ以外の出荷割合の合計が 100%となるようにして下さい。)

費事業所から出荷する製品の荷姿が一般消費者向けであるかそれ以外であるかで振り分けて下さい。	一般消費者 向けの製品 出荷割合	左欄の製品以 外の出荷割 合
設問3で②と回答した製品のうち	約 46 %	約 4 %
設問3で③と回答した製品のうち	約 48 %	約 48 %

業 種 コ ー ド 表

資料 1

業種区分		コード	
金属鉱業	貴金属鉱業	0510	
	非鉄金属鉱業	0520	
	鉄属鉱業	0530	
	その他の金属鉱業	0590	
原油・天然ガス鉱業		原油鉱業	0710
		天然ガス鉱業	0720
製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業	1210
		水産食料品製造業	1220
		野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	1230
		調味料製造業	1240
		糖類製造業	1250
		精穀・製粉業	1260
		パン・菓子製造業	1270
		動植物油脂製造業	1280
		その他の食料品製造業	1290
		飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
	酒類製造業		1320
	茶・コーヒー製造業		1330
	製氷業		1340
	たばこ製造業		1350
	飼料・有機質肥料製造業		1360
	繊維工業	製糸業	1410
		紡績業	1420
		ねん糸製造業	1430
		織物業	1440
		ニット生地製造業	1450
		染色整理業	1460
		綱・網製造業	1470
		レース・繊維雑品製造業	1480
		その他の繊維工業	1490
	衣服・その他の繊維製品製造業	織物製(不織布製及びレース製を含む)	1510
		外衣・シャツ製造業（和式を除く）	
		ニット製外衣・シャツ製造業	1520
		下着類製造業	1530
		毛皮製衣服・身の回り品製造業	1540
		和装製品・足袋製造業	1550
		その他の衣服・繊維身の回り品製造業	1560
	その他の繊維製品製造業	1590	
	木材・木製品製造業（家具を除く）	製材業、木製品製造業	1610
		造作材・合板・建築用組立材料製造業	1620
		木製容器製造業（竹、とうを含む）	1630
		その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	1690
	家具・装備品製造業	家具製造業	1710
		宗教用具製造業	1720
		建具製造業	1730
		その他の家具・装備品製造業	1790
	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業	1810
		紙製造業	1820
		加工紙製造業	1830
		紙製品製造業	1840
		紙製容器製造業	1850
		その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1890
	出版・印刷・同関連産業	新聞業	1910
出版業		1920	

業種区分		コード	
製 造 業 (続き)	出版・印刷・同 関連産業(続き)	印刷業（謄写印刷業を除く）	1930
		製版業	1940
		製本業、印刷物加工業	1950
		印刷関連サービス業	1990
	化学工業	化学肥料製造業	2010
		無機化学工業製品製造業	2020
		有機化学工業製品製造業	2030
		化学繊維製造業	2040
		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界 面活性剤・塗料製造業	2050
		医薬品製造業	2060
		化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品 製造業	2070
		その他の化学工業	2090
		石 油 製 品・石炭 製品製造業	石油精製業
	潤滑油・グリース製造業（石油精製業 によらないもの）		2120
	コークス製造業		2130
	練炭・豆炭製造業		2140
	舗装材料製造業		2150
	その他の石油製品・石炭製品製造業		2190
	プラスチック製 品製造業（別掲 を除く）	プラスチック板・棒・管・継手・異形 押出製品製造業	2210
		プラスチックフィルム・シート・床 材・合成皮革製造業	2220
		工業用プラスチック製品製造業	2230
		発泡・強化プラスチック製品製造業	2240
		プラスチック成形材料製造業（廃プラ スチックを含む）	2250
		その他のプラスチック製品製造業	2290
	ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業	2310
		ゴム製・プラスチック製履物・同付属 品製造業	2320
		ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム 製品製造業	2330
		その他のゴム製品製造業	2390
	なめし革・同製 品・毛皮製造業	なめし革製造業	2410
		工業用革製品製造業（手袋を除く）	2420
		革製履物用材料・同付属品製造業	2430
		革製履物製造業	2440
		革製手袋製造業	2450
		かばん製造業	2460
袋物製造業		2470	
毛皮製造業		2480	
その他のなめし革製品製造業		2490	
窯業・土石製品 製造業	ガラス・同製品製造業	2510	
	セメント・同製品製造業	2520	
	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除 く）	2530	
	陶磁器・同関連製品製造業	2540	
	耐火物製造業	2550	
	炭素・黒鉛製品製造業	2560	
	研磨剤・同製品製造業	2570	
	骨材・石工品製造業	2580	
	その他の窯業・土石製品製造業	2590	

業種区分			コード
製 造 業 (続き)	鉄鋼業	高炉による製鉄業	2610
		高炉によらない製鉄業	2620
	鉄鋼業（続き）	製鋼・製鋼圧延業	2630
		製鋼を行わない製材製造業（表面処理鋼材を除く）	2640
		表面処理鋼材製造業	2650
		鉄素形材製造業	2660
		その他の鉄鋼業	2690
	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次精錬・精製業	2710
		非鉄金属第2次精錬・精製業	2720
		非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	2730
		電線・ケーブル製造業	2740
		非鉄金属素形材製造業	2750
		その他の非鉄金属製造業	2790
	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2810
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2820
		暖房装置・配管工事用付属品製造業	2830
		建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	2840
		金属素形材製品製造業	2850
		金属被覆・彫刻業・熱処理業（ほうろく鉄器を除く）	2860
		金属線製品製造業（ねじ類を除く）	2870
		ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2880
		その他の金属製品製造業	2890
	一般機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業	2910
		農業用機械製造業（農業用器具を除く）	2920
		建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）	2930
		金属加工機械製造業	2940
		繊維機械製造業	2950
		特殊産業用機械製造業	2960
		一般産業用機械・装置製造業	2970
		事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2980
		その他の機械・同部品製造業	2990
	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用・産業用電機	3010
		機械器具製造業	
		民生用電気機械器具製造業	3020
		電球・電気照明器具製造業	3030
		通信機械器具・同関連機械器具製造業	3040
		電子計算機・同付属装置製造業	3050
		電子応用装置製造業	3060
		電気計測器製造業	3070
		電子部品・デバイス製造業	3080
		その他の電気機械器具製造業	3090
	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品製造業	3110
		鉄道車両・同部品製造業	3120
		自転車・同部品製造業	3130
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	3140
		航空機・同付属品製造業	3150
		その他の輸送用機械器具製造業	3190
	精密機械器具製造業	計量器・測定機・分析機器・試験機製造業	3210

業種区分			コード
製 造 業 (続き)	精密機械器具製造業（続き）	測量器械器具製造業	3220
		医療用機械器具・医療用品製造業	3230
		理化学機械器具製造業	3240
		光学機械器具・レンズ製造業	3250
		眼鏡製造業（枠を含む）	3260
		時計・同部品製造業	3270
	武器製造業	銃製造業	3310
		砲製造業	3320
		銃弾製造業	3330
		砲弾製造業（装てん組立業を除く）	3340
		銃砲弾以外の弾薬製造業（装てん組立業を除く）	3350
		弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く）	3360
		特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であって、無限軌道装置によるもの）・同部品製造業	3370
		その他の武器製造業	3390
	その他の製造業	貴金属製品製造業（宝石加工を含む）	3410
		楽器製造業	3420
		がん具・運動用具製造業	3430
		ペン・鉛筆・絵具用品・その他の事務用品製造業	3440
		装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	3450
		漆器製造業	3460
		畳・傘等生活雑貨製品製造業	3470
		他に分類されない製造業	3490
	電気業		3500
	ガス業		3600
	熱供給業		3700
	下水道業		3830
	鉄道業		3900
	倉庫業（農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。）		4400
	石油卸売業		5132
	鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。）		5142
	自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。）		5220
	燃料小売業		5930
	洗濯業		7210
	写真業		7430
	自動車整備業		7700
	機械修理業		7810
	商品検査業		8620
	計量証明業（一般計量証明業(8631)を除く）		8630
	一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る）		8716
	産業廃棄物処分業		8722
	特別産業廃棄物処分業		8724
	高等教育機関（付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く）		9140
	自然科学研究所		9210

**「特定化学物質の環境への排出量の把握
等及び管理の改善の促進に関する法律」**

第一種指定化学物質リスト

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算する 化学物質
1	-	亜鉛の水溶性化合物*3		亜鉛(Zn)に 換算
2	79-06-1	アクリルアミド		
3	79-10-7	アクリル酸		
4	140-88-5	アクリル酸エチル		
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
6	96-33-3	アクリル酸メチル		
7	107-13-1	アクリロニトリル		
8	107-02-8	アクロレイン		
9	103-23-1	アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)		
10	111-69-3	アジポニトリル		
11	75-07-0	アセトアルデヒド		
12	75-05-8	アセトニトリル		
13	78-67-1	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル		
14	90-04-0	o-アニシジン		
15	62-53-3	アニリン		
16	141-43-5	2-アミノエタノール		
17	111-40-0	N-(2-アミノエチル)-1,2-エタンジアミン(別名ジエチレントリアミン)		
18	120068-37-3	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルフィニル]ピラゾール(別名フィブロニル)		
19	61-82-5	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール(別名アミトロール)		
20	51276-47-2	2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸(別名グルホシネート)		
21	591-27-5	m-アミノフェノール		
22	107-18-6	アリルアルコール		
23	106-92-3	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		
24	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		
25	-	アンチモン及びその化合物		アンチモン(Sb) に換算
26	1332-21-4	石綿	○	
27	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート		
28	78-79-5	イソブレン		
29	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)		
30	25068-38-6	4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物(別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂)(液状のものに限る。)		
31	4162-45-2	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール		
32	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン		
33	13516-27-3	1,1'-[イミナジ(オクタメチレン)]ジグアニジン(別名イミノクタジン)		
34	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名キザロホップエチル)		
35	25319-90-8	S-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート(別名フェノチオール又はMCPAチオエチル)		
36	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-m-トリル)=sec-ブチルホスホルアミドチオアート(別名ブタミホス)		
37	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート(別名EPN)		
38	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン(別名ベンディメタリン)		
39	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート(別名モリネート)		
40	100-41-4	エチルベンゼン		
41	151-56-4	エチレンイミン		
42	75-21-8	エチレンオキシド	○	
43	107-21-1	エチレングリコール		
44	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエーテル		
45	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエーテル		
46	107-15-3	エチレンジアミン		
47	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸		
48	12122-67-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジネブ)		
49	12427-38-2	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名マンネブ)		
50	8018-01-7	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物(別名マンコゼブ又はマンゼブ)		
51	85-00-7	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド(別名ジクアトジプロミド又はジクワット)		
52	62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)		
53	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール(別名エクロメゾール)		
54	106-89-8	エピクロロヒドリン		
55	556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算する 化学物質
56	75-56-9	1,2-エポキシプロパン(別名酸化プロピレン)		
57	122-60-1	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル		
58	111-87-5	1-オクタノール		
59	1806-26-4	p-オクチルフェノール		
60	-	カドミウム及びその化合物	○	カドミウム(Cd) に換算
61	105-60-2	ε-カプロラクタム		
62	576-26-1	2,6-キシレノール		
63	1330-20-7	キシレン		
64	-	銀及びその水溶性化合物*3		銀(Ag)に換 算
65	107-22-2	グリオキサル		
66	111-30-8	グルタルアルデヒド		
67	1319-77-3	クレゾール		
68	-	クロム及び3価クロム化合物		クロム(Cr)に 換算
69	-	6価クロム化合物	○	クロム(Cr)に 換算
70	79-04-9	クロロアセチルクロリド		
71	95-51-2	o-クロロアニリン		
72	106-47-8	p-クロロアニリン		
73	108-42-9	m-クロロアニリン		
74	75-00-3	クロロエタン		
75	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン(別名アトラジン)		
76	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド(別名メトラクロール)		
77	75-01-4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	○	
78	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-α,α,α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-p-トルイジン(別名フルアジナム)		
79	119446-68-3	1-((2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキシラン-2-イル)メチル)-1H-1,2,4-トリアゾール(別名ジフェノコナゾール)		
80	79-11-8	クロロ酢酸		
81	51218-49-6	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド(別名プレチラクロール)		
82	15972-60-8	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド(別名アラクロール)		
83	97-00-7	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン		
84	75-68-3	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(別名HCFC-142b)		
85	75-45-6	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)		
86	2837-89-0	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HCFC-124)		
87	-	クロロトリフルオロエタン(別名HCFC-133)		
88	75-72-9	クロロトリフルオロメタン(別名CFC-13)		
89	95-49-8	o-クロロトルエン		
90	122-34-9	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)		
91	107-05-1	3-クロロプロペン(別名塩化アリル)		
92	86598-92-7	4-クロロベンジル=N-(2,4-ジクロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)チオアセトイミダート(別名イミベンコナゾール)		
93	108-90-7	クロロベンゼン		
94	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン(別名CFC-115)		
95	67-66-3	クロロホルム		
96	74-87-3	クロロメタン(別名塩化メチル)		
97	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)		
98	96491-05-3	2-クロロ-N-(3-メトキシ-2-チエニル)-2',6'-ジメチルアセトアニリド(別名テニルクロール)		
99	1314-62-1	五酸化バナジウム		
100	-	コバルト及びその化合物		コバルト(Co) に換算
101	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)		
102	108-05-4	酢酸ビニル		
103	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)		
104	90-02-8	サリチルアルデヒド		
105	102851-06-9	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=N-(2-クロロ-α,α,α-トリフルオロ-p-トリル)-D-バリナート(別名フルバリネート)		
106	51630-58-1	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート(別名フェンパレレート)		
107	52315-07-8	α-シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名シペルメトリン)		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算する 化学物質
108	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		シアン(CN)に 換算
109	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール		
110	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)		
111	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)		
112	56-23-5	四塩化炭素		
113	123-91-1	1,4-ジオキサン		
114	108-91-8	シクロヘキシルアミン		
115	95-33-0	N-シクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
116	107-06-2	1,2-ジクロロエタン		
117	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)		
118	156-59-2	cis-1,2-ジクロロエチレン		
119	156-60-5	trans-1,2-ジクロロエチレン		
120	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		
121	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)		
122	23950-58-5	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)		
123	-	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)		
124	306-83-2	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)		
125	106917-52-6	2',4'-ジクロロ- α, α, α -トリフルオロ-4'-ニトロ-m-トルエンスルホンアニリド(別名フルスルファミド)		
126	82692-44-2	2-[4-(2,4-ジクロロ-m-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン(別名ベンゾフェナップ)		
127	3209-22-1	1,2-ジクロロ-3-ニトロベンゼン		
128	89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン		
129	330-54-1	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)		
130	330-55-2	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニュロン)		
131	94-75-7	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2,4-D又は2,4-PA)		
132	1717-00-6	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)		
133	75-43-4	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)		
134	96-23-1	1,3-ジクロロ-2-プロパノール		
135	78-87-5	1,2-ジクロロプロパン		
136	709-98-8	3',4'-ジクロロプロピオンアニリド(別名プロパニル又はDCPA)		
137	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名D-D)		
138	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン		
139	95-50-1	o-ジクロロベンゼン		
140	106-46-7	p-ジクロロベンゼン		
141	71561-11-0	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)		
142	58011-68-0	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル-4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)		
143	1194-65-6	2,6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロベニル又はDBN)		
144	-	ジクロロペンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)		
145	75-09-2	ジクロロメタン(別名塩化メチレン)		
146	3347-22-6	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン(別名ジチアノン)		
147	50512-35-1	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)		
148	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S,S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)		
149	640-15-3	ジチオリン酸S-2-(エチルチオ)エチル-O,O-ジメチル(別名チオメトン)		
150	35400-43-2	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-n-プロピル(別名スルプロホス)		
151	298-04-4	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)		
152	2310-17-0	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル](別名ホサロン)		
153	34643-46-4	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)		
154	950-37-8	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)		
155	121-75-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)		
156	60-51-5	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル](別名ジメトエート)		
157	25321-14-6	ジニトロトルエン		
158	51-28-5	2,4-ジニトロフェノール		
159	122-39-4	ジフェニルアミン		
160	102-81-8	2-(ジ-n-ブチルアミノ)エタノール		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算する 化学物質
161	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル (別名カルボスルファン)		
162	-	ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)		
163	87-62-7	2,6-ジメチルアニリン		
164	95-64-7	3,4-ジメチルアニリン		
165	62850-32-2	N,N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル(別名フェノチオカルブ)		
166	1643-20-5	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド		
167	52-68-6	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート(別名トリクロロホン又はDEP)		
168	4685-14-7	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム塩(次号に掲げるものを除く。)		
169	1910-42-5	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム=ジクロリド(別名パラコート又はパラコートジクロリド)		
170	85785-20-2	N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル(別名エスプロカルブ)		
171	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン(別名o-トリジン)		
172	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド		
173	2597-03-7	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル(別名フェントエート又はPAP)		
174	3861-47-0	3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル(別名アイオキシニル)		
175	-	水銀及びその化合物		水銀(Hg)に 換算
176	-	有機スズ化合物		スズ(Sn)に 換算
177	100-42-5	スチレン		
178	-	セレン及びその化合物		セレン(Se)に 換算
179	-	ダイオキシン類	○	
180	533-74-4	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン(別名ダゾメット)		
181	62-56-6	チオ尿素		
182	108-98-5	チオフェノール		
183	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル(別名ピラクロホス)		
184	2636-26-2	チオリン酸O-4-シアノフェニル-O,O-ジメチル(別名シアノホス又はCYAP)		
185	333-41-5	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジン)(別名ダイアジノン)		
186	119-12-0	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジン)(別名ピリダ フェンチオン)		
187	13593-03-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-2-キノキサリニル(別名キナルホス)		
188	2921-88-2	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)		
189	18854-01-8	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)(別名イソキサチオン)		
190	97-17-6	チオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O,O-ジエチル(別名ジクロフェンチオン又はECP)		
191	2275-23-2	チオリン酸O,O-ジメチル-S-[2-[1-(N-メチルカルバモイル)エチルチオ]エチル](別名パミドチ オン)		
192	122-14-5	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェントロチオン又はMEP)		
193	55-38-9	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン又はMPP)		
194	5598-13-0	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-O,O-ジメチル(別名クロルピリホスメチル)		
195	41198-08-7	チオリン酸O-4-ブromo-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロフェノホス)		
196	26087-47-8	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)		
197	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル		
198	100-97-0	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)		
199	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)		
200	127-18-4	テトラクロロエチレン		
201	-	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)		
202	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸		
203	116-14-3	テトラフルオロエチレン		
204	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)		
205	100-21-0	テレフタル酸		
206	120-61-6	テレフタル酸ジメチル		
207	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)*4		銅(Cu)に換 算
208	75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド		
209	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン		
210	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン		
211	79-01-6	トリクロロエチレン		
212	108-77-0	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン		
213	-	トリクロロトリフルオロエタン(別名CFC-113)		
214	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名クロロピクリン)		
215	115-32-2	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)		
216	55335-06-3	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸(別名トリクロビル)		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算 する化学物質
217	75-69-4	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)		
218	2451-62-9	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン		
219	118-96-7	2,4,6-トリニトロトルエン		
220	1582-09-8	α, α, α -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン(別名トリフルラリン)		
221	118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール		
222	75-25-2	トリブロモメタン(別名ブロモホルム)		
223	3452-97-9	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール		
224	108-67-8	1,3,5-トリメチルベンゼン		
225	95-53-4	o-トルイジン		
226	106-49-0	p-トルイジン		
227	108-88-3	トルエン		
228	95-80-7	2,4-トルエンジアミン		
229	52570-16-8	2-(2-ナフチルオキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)		
230	-	鉛及びその化合物		鉛(Pb)に換算
231	7440-02-0	ニッケル		
232	-	ニッケル化合物	○	ニッケル(Ni)に換算
233	139-13-9	ニトリロ三酢酸		
234	100-01-6	p-ニトロアニリン		
235	628-96-6	ニトログリコール		
236	55-63-0	ニトログリセリン		
237	100-00-5	p-ニトロクロロベンゼン		
238	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン		
239	100-02-7	p-ニトロフェノール		
240	98-95-3	ニトロベンゼン		
241	75-15-0	二硫化炭素		
242	25154-52-3	ノニルフェノール		
243	-	バリウム及びその水溶性化合物*3		バリウム(Ba)に換算
244	88-89-1	ピクリン酸		
245	1014-70-6	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)		
246	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅(別名オキシ銅又は有機銅)		
247	74115-24-5	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン(別名クロフェンチジン)		
248	563-12-2	ビス(ジチオリン酸)S,S'-メチレン-O,O,O',O'-テトラエチル(別名エチオン)		
249	137-30-4	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名ジラム)		
250	64440-88-6	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)(別名ポリカーバメート)		
251	61789-80-8	ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド		
252	-	砒素及びその無機化合物	○	砒素(As)に換算
253	302-01-2	ヒドラジン		
254	123-31-9	ヒドロキノン		
255	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン		
256	100-69-6	2-ビニルピリジン		
257	55179-31-2	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール(別名ピテルタノール)		
258	110-85-0	ビベラジン		
259	110-86-1	ピリジン		
260	120-80-9	ピロカテコール(別名カテコール)		
261	96-09-3	フェニルオキシラン		
262	95-54-5	o-フェニレンジアミン		
263	106-50-3	p-フェニレンジアミン		
264	108-45-2	m-フェニレンジアミン		
265	156-43-4	p-フェネチジン		
266	108-95-2	フェノール		
267	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名ベルメトリン)		
268	106-99-0	1,3-ブタジエン		
269	117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル		
270	84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		
271	3648-21-3	フタル酸ジ-n-ヘプチル		
272	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算する 化学物質
273	85-68-7	フタル酸n-ブチル=ベンジル		
274	69327-76-0	2-tert-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン(別 名ブプロフェジン)		
275	112410-23-8	N-tert-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド(別名テブフェノジド)		
276	17804-35-2	N-[1-(N-n-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)		
277	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート(別名シハロホッ ブチル)		
278	134098-61-6	tert-ブチル=4-([[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル)ベンゾ アート(別名フェンビロキシメート)		
279	2312-35-8	2-(4-tert-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット(別名プロパルギット又 はBPPS)		
280	96489-71-3	2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン(別名ピリダベン)		
281	119168-77-3	N-(4-tert-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド(別名テ ブフェンピラド)		
282	95-31-8	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
283	-	ふっ化水素及びその水溶性塩*3		ふっ素(F)に 換算
284	12071-83-9	N,N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)		
285	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン(別名ハロン-1211)		
286	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン(別名ハロン-1301)		
287	75-26-3	2-ブロモプロパン		
288	74-83-9	ブロモメタン(別名臭化メチル)		
289	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン(別名酸化フェンブタスズ)		
290	115-28-6	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)		
291	115-29-7	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン =3-オキシド(別名エンドスルファン又はベンゾエピン)		
292	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン		
293	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		
294	-	ベリリウム及びその化合物	○	ベリリウム(Be) に換算
295	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	○	
296	98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド		
297	100-44-7	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)		
298	100-52-7	ベンズアルデヒド		
299	71-43-2	ベンゼン	○	
300	552-30-7	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物		
301	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド(別名メフェナセツ)		
302	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン(別名キントゼン又はPCNB)		
303	87-86-5	ペンタクロロフェノール		
304	-	ほう素及びその化合物		ほう素(B)に 換算
305	75-44-5	ホスゲン		
306	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		
307	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその 混合物に限る。)		
308	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		
309	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		
310	50-00-0	ホルムアルデヒド		
311	-	マンガン及びその化合物		マンガン(Mn) に換算
312	85-44-9	無水フタル酸		
313	108-31-6	無水マレイン酸		
314	79-41-4	メタクリル酸		
315	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル		
316	106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル		
317	105-16-8	メタクリル酸2-(ジエチルアミノ)エチル		
318	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
319	97-88-1	メタクリル酸n-ブチル		
320	80-62-6	メタクリル酸メチル		
321	126-98-7	メタクリロニトリル		
322	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン(別名フェリムゾン)		
323	100-61-8	N-メチルアニリン		
324	556-61-6	メチル=イソチオシアネート		

第一種指定化学物質リスト

政令番号	CAS番号	物質名 *1	特定第一種指定 化学物質 *2	元素等に換算す る化学物質
325	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル(別名イソプロカルブ又はMIPC)		
326	114-26-1	N-メチルカルバミン酸2-イソプロポキシフェニル(別名プロボキスル又はPHC)		
327	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)		
328	2655-14-3	N-メチルカルバミン酸3,5-ジメチルフェニル(別名XMC)		
329	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル(別名カルナリル又はNAC)		
330	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)		
331	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラ ゾール-4-カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)		
332	33089-61-1	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン(別名アミトラズ)		
333	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)		
334	2439-01-2	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン		
335	98-83-9	α -メチルスチレン		
336	108-99-6	3-メチルピリジン		
337	61432-55-1	S-1-メチル-1-フェニルエチル=ピペリジン-1-カルボチオアート(別名ジメピペレート)		
338	26471-62-5	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート(別名m-トリレンジイソシアネート)		
339	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール		
340	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン		
341	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート		
342	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-tert-ブチルフェニル(別名ピリブチ カルブ)		
343	298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン(別名メトキサレン)	○	
344	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン		
345	68-11-1	メルカプト酢酸		
346	-	モリブデン及びその化合物		モリブデン (Mo)に換算
347	470-90-6	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジエチル(別名クロルフェンビンホス又はCVP)		
348	2274-67-1	りん酸2-クロロ-1-(2,4-ジクロロフェニル)ビニル=ジメチル(別名ジメチルビンホス)		
349	300-76-5	りん酸1,2-ジブromo-2,2-ジクロロエチル=ジメチル(別名ナレド又はBRP)		
350	62-73-7	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル(別名ジクロルボス又はDDVP)		
351	6923-22-4	りん酸ジメチル=(E)-1-メチル-2-(N-メチルカルバモイル)ビニル(別名モノクロトホス)		
352	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)		
353	25155-23-1	りん酸トリス(ジメチルフェニル)		
354	126-73-8	りん酸トリ-n-ブチル		

*1 「物質名」は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号)別表1の名称を記載しているが、これ以外の別名もあり得ることに注意。

*2 「特定第一種指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第4条で規定している「特定第一種指定化学物質」のこと。

*3 「水溶性」とは、常温で中性の水に対し1質量%以上溶解することをいう。

原料・資材等の要件

この法律において「製造」とは、対象化学物質を化学反応、精製等により作り出す場合（副生成物であっても、事業者が製造する製品中に 1 質量%（特定第一種指定化学物質の場合は、0.1 質量%）以上含有される場合や、排ガス、排水、廃棄物などに含まれることが明らかな場合（対象物質を排水処理などの過程で生成している場合、対象化学物質が反応プロセスや排水処理などの過程で分離されている場合など）を言います。

この場合には、下記の含有率及び形状を考慮する必要がありません。

1. 含有率

原材料、資材等が混合物の場合は、MSDS（化学物質等安全データシート）等から対象化学物質の含有率を調査し、次の値以上のもの。

第一種指定化学物質 1 質量%

特定第一種指定化学物質 0.1 質量%

2. 形状

ア 気体又は液体のもの

例：溶剤、接着剤、塗料、ガソリンなど

イ 固体のもので固有の形状を有しないもの（粉末状のものなど）

例：添加剤（粉末状）、試薬（粉末状）など

ウ 固体のうち固有の形状を有するもので、取扱の過程で溶融、蒸発又は溶解するもの

例：メッキの金属電極、インゴット（溶解して用いるアルミニウム塊）など

エ 精製や切断等の加工に伴い、環境中に排出される可能性があるもの

例：石綿製品

ただし、上記のア～エに該当するものであっても、以下のようなものは除きます。

- ・主として家庭生活で使用されるもので、容器などに包装された状態で流通し、そのまま販売されるもの

例：家庭用の害虫駆除剤など

- ・密封された状態で使用される形態のもの

例：バッテリー、コンデンサーなど

- ・再生資源

例：廃溶剤、金属くずなど